秋田市公告

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第9条第1項の規定により、農業委員会の委員候補者の推薦の求めおよび募集を行うので、秋田市農業委員会の委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年2月20日

秋田市長 穂 積 志

1 人数

19人

2 任用期間

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

農業委員会総会(月に1回(必要に応じて複数回)、平日の日中に開催)等に出席し、付議される議案について審議する。

このほか必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談などを行う。

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例(昭和22年秋田市条例第4号)に基づき支給する。

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- 7 推薦および応募に関する手続等
 - (1) 候補者を推薦する場合
 - ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者推薦書 (個人推薦用) (様式第1号) に必要事項を記入し、提出すること。
 - イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農業委員候補者 推薦書(団体推薦用) (様式第2号) に必要事項を記入し、提出す ること。
 - (2) 候補者の募集に応募する場合募集に応募する場合は、秋田市農業委員候補者応募申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、提出すること。
 - (3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、「10 推薦および応募に関する 書類の提出先ならびに問合せ先」へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和5年2月27日(月)から同年3月24日(金)まで。持参の場合は、 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵 送の場合は、3月24日(金)必着

9 選考方法

秋田市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類を 基に選考する。

結果については、7月上旬までに秋田市のホームページ等により公表 する。

10 推薦および応募に関する書類の提出先ならびに問合せ先 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課(本庁舎3階)

電話 018-888-5722

11 その他

- (1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および 応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。
- (2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農業委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓口	所 在 地	電話番号
産業振興部	〒010-8560	018 —
産業企画課	秋田市山王一丁目1番1号	888 — 5722
河辺市民サービスセンター産業・建設・	〒019-2692	018 —
地域支援担当	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	882 — 5161
雄和市民サービスセンター産業・建設・	〒010-1223	018 —
地域支援担当	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	886 — 5545

秋田市農業委員候補者推薦・応募ホームページ

https://www.city.akita.lg.jp/index.html

注 上記の秋田市ホームページのサイト内検索欄に「1023133」と入力して検索